

町村の条例の定める目的のために利用することができる（法30条の4第8項）。

(イ) 「住民基本台帳カードに関する技術的基準」（平成15年総務省告示第392号，以下「住基カード技術的基準」という。）によると，住基カードは，中央演算処理装置付の半導体集積回路を組み込んだいわゆるICカードであり，暗証番号を設定すること，住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのためにカードの半導体集積回路上に割り当てられた領域（基本利用領域）と住基法30条の4第8項の条例に規定する目的を実現するためのアプリケーションのためにカードの半導体集積回路上に割り当てられた領域（条例利用領域）がカードの内部でそれぞれ独立し，各システムがそれぞれのアプリケーションのために半導体集積回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し，又は当該領域に記録された情報を読みとることができない仕組みを保持すること等の様々なセキュリティ対策がとられるとともに，条例利用領域には，特に必要性が認められる場合を除いて条例利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報記録せず，利用者番号には住民票コードを使用しないこと等が定められている。（乙13）

(4) 各市町村等における電子計算機の接続状況等について（甲39，乙1，1の2，3，乙34）

ア 既存の住民基本台帳事務を処理するコンピュータ及び記憶媒体（以下「既存住基システム」という。）は，その他地方公共団体の行う事務処理に使用するコンピュータとLANによりネットワークを形成している（以下「庁内LAN」という。）。庁内LANはインターネットと接続されていることがあるが，その場合，その間には不正な侵入を防ぐファイアウォール（以下「FW」という。）が設置されている（以下「インターネット

側FW」という。)

イ 各市町村には、コミュニケーションサーバ(CS)と呼ばれるコンピュータが設置され、既存住基システムからCSに、記憶媒体を介し、あるいは、庁内LANとCSを接続して電気通信による送信によって、本人確認情報が伝達されてCS内に本人確認情報が保存される。庁内LANとCSが接続されている場合には、その間にFW(以下「市町村設置FW」という。)が設置される。

ウ 全国の各都道府県にコンピュータ(以下「都道府県サーバ」という。)及び全国レベルで1つのコンピュータ(以下「全国サーバ」という。)がそれぞれ設置され、各都道府県サーバ、全国サーバ及び各CSとは専用回線で接続され、各市町村のCSから都道府県サーバに、都道府県サーバから全国サーバに、それぞれ本人確認情報が送信され、保存される。各CSと上記回線の間、都道府県サーバと上記回線の間、都道府県サーバと都道府県の庁内LAN、全国サーバと上記回線の間、全国サーバと国の機関のサーバとの間には、それぞれ指定情報処理機関が監視するFW(以下「指定情報処理機関監視FW」という。)が設置されている。

指定情報処理機関である被告地自センターは、指定情報処理機関監視FWについて24時間の監視を行い、また、各CSについて15分毎に死活状況のみの監視を行っている。

(5) 住民基本台帳事務の拡充

ア 住民票の写しの広域交付

住民基本台帳に記録されている者は、住基カード又は運転免許証等総務省令で定める書類を提示して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで、法7条5号、9号から12号まで及び14号に掲げる事項を省略したもの

の交付を請求することができる（住基法12条の2第1項）。

この請求を受けた市町村長（以下「交付地市町村長」という。）は、住所地市町村長との間で、電気通信回線を通じてそれぞれの設置する電子計算機に必要事項を送信通知し、住民票の写しの作成、交付を行う（住基法12条の2第2項ないし第5項）。

この場合には、本人確認情報ないし住民票情報は市町村間で送受信され、都道府県サーバを経由しない。（乙28）

イ 転出・転入手続の簡素化について

転出・転入の手続には、転入届の際に転出地での住民票の情報を記載した転出証明書を添付することが必要であり（住基法22条2項，施行令23条），通常，住民は，転出証明書の交付を受けるため，転出地の市役所・町村役場に出向く必要があるところ，住基カードの交付を受けている者等が，施行令に定める一定の事項が記載された「付記転出届」をした場合には，その者の住基カードを添えて行われる転入手続については，転出証明書の添付を要しない（住基法24条の2第1項）。

この場合においても，本人確認情報ないし転出証明書記載事項は市町村間で送受信され，都道府県サーバを経由しない。（乙28）

(6) 住基ネットにおける本人確認情報に関する保護措置について

ア システム構築主体に係る本人確認情報の保護措置

（ア）安全確保措置義務

都道府県知事，指定情報処理機関は，通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たり，当該本人確認情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理の為に必要な措置を講ずる義務があり（住基法30条の29第1項），また，都道府県知事又は指定情報処理機関から同処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合，これらの者も同様の措置を講ずる義務がある（同条2項）。

市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たり、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があり（住基法36条の2第1項）、市町村長から同事務の処理の委託を受けた者も同様の義務がある（同条2項）。

(イ) 本人確認情報の利用及び提供に関する義務

都道府県知事は、上記(3)オ(イ)及び(ウ)記載の場合のほか、本人確認情報を利用し、又は提供してはならない義務があり（住基法30条の30第1項）、指定情報処理機関も住基法30条の10第1項の規定により上記(3)オ(イ)及び(ウ)記載の委任都道府県知事の手務を行う場合を除き、本人確認情報を利用し、又は提供してはならない義務がある（住基法30条の30第2項）。

上記義務違反に対する罰則は定められていない。

(ウ) 秘密保持義務

a 指定情報処理機関の役員、職員あるいはこれらの職にあった者及び指定情報処理機関から本人確認情報の電子計算機処理事務等の委託を受けた者若しくはその役員又はこれらの職にあった者には、本人確認情報処理あるいは委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられている（住基法30条の17第1項、第2項）。

b 本人確認情報の電子計算機処理等の事務に従事する市町村の職員又は職員であった者、住基法30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の事務に従事する都道府県の職員又は職員であった者及び市町村長又は都道府県知事から住基法30条の

5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の事務の委託を受けた者若しくはその職員又はこれらの者であった者には、本人確認情報処理あるいは委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられている（住基法 30 条の 3 1 第 1 項，第 2 項）。

c 上記義務違反に対しては罰則が定められている（住基法 4 2 条）。

(エ) 本人確認情報に係る住民に関する記録の保護義務

都道府県知事又は指定情報処理機関の委託により住基法 30 条の 5 第 1 項又は住基法 30 条の 1 1 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する者あるいは従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、あるいは不当な目的に使用してはならない義務がある（住基法 30 条の 3 2）。

上記義務違反に対する罰則は定められていない。

(オ) 都道府県審議会について

都道府県には、本人確認情報の保護に関する審議会を置き、住基法によりその権限に属させられた事項を調査審議させるとともに、都道府県知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項の調査審議及び都道府県知事への建議をさせることができる（住基法 30 条の 9）。

(カ) 指定情報処理機関について

a 指定情報処理機関は、住基ネットの適正な運営管理を行うため、委任都道府県知事に対し、本人確認情報の電子計算機処理に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行い（住基法 30 条の 1 1 第 7 項），委任都道府県知事の統括する都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、委任都道府県知事に対し必要な協力をしなければならない（同条 8 項）。

- b 指定情報処理機関には、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる「本人確認情報保護委員会」を置かなければならない（住基法30条の15）。
- c 指定情報処理機関は、名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは総務大臣及び委任都道府県知事にその旨を届け出る（住基法30条の13第2項）とともに、本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受ける（住基法30条の18）ほか、事業計画の作成などについて委任都道府県知事の意見を聴き及び総務大臣の認可を受け、事業報告書等を総務大臣及び委任都道府県知事に提出する（住基法30条の19）。また、総務大臣は、指定情報処理機関の役員の選任及び解任の認可をする（住基法30条の16）ほか、総務大臣及び委任都道府県知事は、指定情報処理機関に係る交付金、監督命令、報告及び立入検査、指定の取消しなどの監督権を有する（住基法30条の22ないし25）。

イ 本人確認情報の受領者に係る本人確認情報の保護措置

(ア) 安全確保措置義務

住基法30条の6、30条の7第3項から第6項まで又は30条の8第2項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は住基法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下「受領者」という。）に対しても、上記アのシステム構築主体と同様、安全確保措置義務が課せられている（住基法30条の33第1項）。

(イ) 本人確認情報の利用に関する義務

本人確認情報の受領者には、当該本人確認情報の提供を求めることが

できる事務の処理以外の目的のために、受領した本人確認情報の利用又は提供をしてはならない義務が定められている（住基法30条の34）。

上記義務違反に対する罰則は定められていない。

(ウ) 秘密保持義務

住基法30条の6，30条の7第4項から第6項まで又は30条の8第2項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であった者，住基法30条の7第3項の規定により住基法別表第1の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であった者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者及び本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者には，その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられている（住基法30条の35）。

上記義務違反に対しては罰則が定められている（住基法42条）。

(エ) 受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護義務

本人確認情報の受領者の委託を受けて本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は，その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない義務が課せられている（住基法30条の36）。

上記義務違反に対する罰則は定められていない。

ウ 自己の本人確認情報の開示

何人も，都道府県知事又は指定情報処理機関に対し，自己に係る本人確

認情報について、書面により開示請求ができ、都道府県知事又は指定情報処理機関は、その請求があったときは、開示請求者に対し、これを開示しなければならない（住基法30条の37）。

都道府県知事又は指定情報処理機関は、上記により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があったときは、遅滞なく調査を行い、その結果を通知しなければならない（住基法30条の40）。

エ 苦情処理

都道府県知事、指定情報処理機関及び市町村は、住基法が定める事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとされている（住基法30条の41、36条の3）。

オ 住民票コードの告知要求制限

(ア) 市町村長その他の市町村の執行機関は、住基法に規定する事務又はその処理する事務であって住基法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない（住基法30条の42第1項）。

(イ) 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、住基法に規定する事務又はその処理する事務であって住基法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない（住基法30条の42第2項）。

指定情報処理機関及び住基法別表第一の上覧に掲げる国の機関等についても同様の義務が課せられている（住基法30条の42第3項、第4

項)。

カ 住民票コードの利用制限

市町村長その他の市町村の執行機関，都道府県知事その他の都道府県の執行機関，指定情報処理機関又は住基法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人以外の者について，住民票コードの利用等に関して次のような規制がなされている。

(ア) 自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し，当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票コードを告知することを求めてはならない（住基法30条の43第1項）。

上記義務違反に対する罰則は定められていない。

(イ) その者が業として行う行為に関し，その者に契約の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し，当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない（住基法30条の43第2項）。

(ウ) 業として，住民票コードに記録されたデータベースであって，当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない（住基法30条の43第3項）。

(エ) 都道府県知事は，上記(イ)又は(ウ)に違反する行為が行われた場合において，当該行為をした者が更に反復してこれらに違反する行為をするおそれがあると認められるときは，当該行為をした者に対し，違反行為の中止等を勧告し，当該中止の勧告に従わないときには，都道府県の審議会の意見を聴いて，その者に対し，期限を定めて，当該勧告に従うべきことを命ずることができる（住基法30条の43第4項，第5項）。

(オ) 都道府県知事は，上記(エ)の措置に関し必要があると認めるときは，そ

の必要と認められる範囲内において、上記(イ)又は(ウ)に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対して、必要な事項に関し報告を求め、又は、立入検査をすることができる（住基法34条の2）。

(カ) 上記(エ)の命令違反及び(オ)の報告懈怠・立入検査拒否に対しては、罰則が定められている（住基法44条、47条）。

(7) 住基ネットの稼働状況

平成14年8月5日、前記のとおり、住基ネットの第一次稼働が始まった。同年7月中には、すべての市区町村から都道府県に本人確認情報の通知がなされていたものの、同年8月5日、個人情報保護や情報漏洩等への対策が不十分であることなどを理由として、東京都杉並区、東京都国分寺市、福島県矢祭町の3自治体が住基ネットへの不参加を表明して住基ネットへの接続を行わず、三重県小俣町及び三重県二見町は同日の施行から数日遅れて接続を開始した。また、神奈川県横浜市は、第一次稼働当初から、住基ネットへの参加を希望しない住民の本人確認情報を通知しないとする選択方式（横浜方式）を採用することとし、市民から「非通知」の申出を受け付けたところ、申し出た市民は約84万人に上った。平成15年4月9日、横浜市、神奈川県及び被告地自センターは、全員参加に至るまでの段階的な対応として、同年6月9日を目処として参加希望者のみの本人確認情報の利用提供が可能になることを目指す旨の合意をした。その後、東京都中野区は同年9月11日に、東京都国立市は同年12月26日に住基ネットから離脱した。

当初、住基ネットへの接続を行わなかった東京都杉並区は、平成15年6月4日、横浜方式を採用することを表明したが、総務省及び東京都は杉並区の方針を認めなかった。平成16年8月24日、杉並区は東京都及び国を相手取り、東京都に、杉並区が送信する住基ネットへの参加を希望する住民の本人確認情報を受領する義務があることの確認を求めるとともに、東京都が受信義務を履行しないこと及び国が東京都に対して受信するよう指導する義

務を怠ったことがいずれも違法であるとして、東京都及び国に対し、国家賠償を請求する旨の訴訟を提起した。

平成15年5月23日に個人情報保護法が成立したことを契機に、東京都国分寺市は同月28日、東京都中野区は同年8月13日、それぞれ住基ネットへの接続を表明した。

第二次稼働時点においては、東京都国立市および福島県矢祭市が住基ネットへの接続を行っておらず、東京都杉並区は上記の経緯から不参加の状態となっており、神奈川県横浜市は一部住民の本人確認情報のみが神奈川県に通知されている状況となっている。

また、平成16年7月4日付の毎日新聞には、平成15年8月の二次稼働開始から平成16年3月までの住基カード発行枚数は約25万枚、普及率は0.2パーセントで、総務省が初年度分として見込んだ約300万枚の1割にも達しなかったことが掲載された。

(甲38の1, 2, 甲42, 甲共9の3, 4, 甲共20)

(8) 住基ネットの一次稼働に伴い、

ア 被告県は、

(ア) 原告らが記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長から原告らの本人確認情報の通知を受けてこれを磁気ディスクに記録し、保存している。

(イ) 被告地自センターに対して、本人確認情報処理事務を委任した。

(ウ) 被告地自センターに対して、原告らの本人確認情報を通知した。

(エ) 住基法30条の7第3項の別表第一の上欄に記載する国の機関及び法人に対し、受任者である被告地自センターをして原告らに関する本人確認情報を提供させたか、求めがあれば提供させる態勢にある。

イ 被告地自センターは、

(ア) 被告県から、本人確認情報処理事務を受任した。